

## 重要事項説明書

## 1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業目的	益田市医師会居宅介護支援事業所（以下事業所という）は、介護保険法（以下法という）の理念に基づき、加齢に伴い要介護状態等に陥った介護保険被保険者（以下利用者という）に対して、介護に関する相談及び居宅サービス計画作成支援等（以下居宅介護支援という）を行い、もって利用者の自立生活を支援することを目的とします。
(2) 運営方針	1. 事業所は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、事業を運営するよう努めます。
	2. 事業所は、利用者が介護保険者（以下保険者という）に対して行う要介護認定の申請について、利用者の意思を踏まえ、当該申請の手続きの代行等必要な協力を行います。
	3. 事業所は、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、その他置かれている環境、当該利用者及びその家族の希望を勘案し適切な保健医療サービス及び福祉サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、総合的かつ効果的な介護サービス計画を作成するよう努めます。
	4. 事業所は、被保険者及びその家族の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立ち、居宅サービス計画の作成支援においては、提供されるサービスの種類やサービス事業者が、不当に偏することのないよう公平、中立に業務を運営するよう努めます。

## 2 職員の職種、人数、職務内容

管 理 者	常勤1名（介護支援専門員と兼務） 事業所を代表し、業務の総括にあたる
介護支援専門員	常勤2名（内兼務1名）（上記（2）運営方針の業務にあたる）
事 務 員	非常勤 2名（内兼務1名）

## 3 営業日及び営業時間

月～金曜日	8時20分～17時15分
電 話 番 号	(0856) 22-5635

※休業日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日とさせていただきます。

#### 4 サービス提供方法

介護サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区（原則として島根県益田市）における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者による利用サービス等の選択が出来るように配慮します。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけられたサービスの担当者から、会議の召集、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとします。

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及び家族指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行うことにより、サービス実施状況及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、改めての課題分析、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

#### 5 利用料及びその他の費用

居宅介護支援費 I	要介護 1・2	10,860円/月		
居宅介護支援費 I	要介護 3・4・5	14,110円/月		
加算項目		利用料金		内容
初回加算		3,000円/月		新規、要介護度2段階以上の変更
入院時情報 連携加算	(I)	2,500円/月		入院した日のうちに医療機関へ必要な情報を提供
	(II)	2,000円/月		入院した日の翌日又は翌々日に医療機関へ必要な情報を提供
退院・退所加算		カンファ 参加無	カンファ 参加有	退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を実施
	1回	4,500円	6,000円	
	2回	6,000円	7,500円	
	3回	6,000円	9,000円	
通院時情報連携加算		500円/月		利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス加算		2,000円/回		医療機関の求めにより、当該医療機関の医師または看護師等と共に利用者の居宅に訪問してカンファレンスを行い、サービス調整を実施

ターミナルケア マネジメント加算	4,000/月	事業所は、末期の悪性腫瘍の利用者の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態やサービスの変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供します。
---------------------	---------	---

但し、当事業所は法定代理受領で利用出来るので、利用者負担は無料です。

交通費	当該地域 (島根県益田市)	無料
-----	------------------	----

## 6 通常の事業の実施区域

当事業所の事業実施地域は、原則として島根県益田市とします。但し、利用者の希望、その他特別の事情のある場合は、この限りではありません。

## 7 個人情報保護

当事業所職員は、個人情報の保護に関する法律に基づいた保護規定及び保護方針の定めにより、正当な理由無く業務上知りえたご利用者様ご家族様の秘密を漏らしません。退職後も同様です。

居宅介護支援事業者等必要な機関にご利用者様ご家族様の情報を提供する場合にはあらかじめ文章により同意を得ます。

## 8 苦情申立の制度

1. 苦情相談窓口 窓口担当者 受付時間 連絡先	管理者 上口 友紀 8:20~17:15 (営業日) (0856) 22-5635
2. その他の 苦情相談窓口	①益田市福祉環境部 高齢者福祉課事業者指導係 (平日: 8:30~17:15) 連絡先 0856-31-0218 ②東部地域包括支援センター (平日: 8:30~17:15) 連絡先 0856-31-1010 ③中部地域包括支援センター (平日: 8:30~17:15) 連絡先 0856-32-3025 ④西部地域包括支援センター (平日: 8:30~17:30) 連絡先 0856-22-2028 ⑤美都地域包括支援センター (平日: 8:30~17:30) 連絡先 0856-52-3335 ⑥匹見地域包括支援センター (平日: 8:30~17:30) 連絡先 0856-56-0539 ⑦島根県国民健康保険団体連合会 介護保険係 (平日: 9:00~17:00) 連絡先 0852-21-2811

## 9 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。		
ご利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	( ) -
協力医療機関	医療機関の名称	益田地域医療センター医師会病院
	院長名	齊藤 洋司
	所在地	島根県益田市遠田町1917番地2
	電話番号	0856-22-3611
	診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、腎臓内科 放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、 リウマチ科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	病院との契約の概要	当事業者は医師会病院の併設事業所であり、緊急時対応が出来ます。

## 10 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様のお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は、全老健の居宅介護事業所補償制度に加入しております)

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況等

提供するサービスの第三者評価	現在実施なし
----------------	--------

## 12 内容及び手続説明及び同意

利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について十分説明を行い、また文章の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ます。

私は以上の重要事項の内容について、担当介護支援専門員\_\_\_\_\_より説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始について同意いたしました。

令和 年 月 日

ご利用者

住 所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ (印)

ご利用者の家族等

住 所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ (印)